

物価高騰対応重点支援給付金のご案内について

本給付金は、物価高騰による家計への負担を軽減するため、家計への影響が大きい住民税均等割のみ課税世帯を対象に、1世帯あたり10万円を給付するものです。

均等割とは何ですか？

住民税は「均等割」と「所得割」という税金で成り立っています。

- ・均等割～前年の所得金額の多少にかかわらず、ある一定の所得がある方全員に等しく負担していただく税です。
- ・所得割～前年の所得金額に応じて負担していただく税で、均等割とは異なり、所得金額と所得控除額を基に計算されています。

*非課税とは、均等割・所得割ともにかからないことをいいます。



給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付開始時期

令和6年3月上旬頃から順次振込予定
※支給要件確認書を受理した日からおおよそ30日以内が目安です。

支給対象となる世帯

【対象】

令和5年12月1日時点（基準日）で本市に住民登録があり、次の①または②に該当する世帯。

- ①令和5年度住民税均等割のみ課税世帯
- ②令和5年度住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成される世帯

※世帯全員が、令和5年度住民税課税者からの税扶養控除に適用されている場合は対象とはなりません。



手続きが必要です

対象世帯には、市役所から「支給要件確認書」を送付いたします。

【提出期限】

令和6年5月31日（金）（必着）

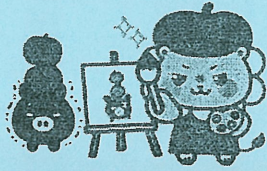
【ご注意ください】

「支給要件確認書」に記入漏れ等の不備がある場合は、再送していただく必要があり、振込みが遅れます。

予めご了承ください。

給付金の手続き方法については裏面をご確認ください。

詳細は裏面へ



給付金の給付手続き

- 対象世帯には、給付内容や確認事項が記載された「支給要件確認書」を市役所から順次発送（令和6年2月中旬頃から）いたします。
- 確認書の内容（支給要件等）を確認し、必要事項を記入の上、申請してください。

【留意事項】

- ・課税状況確認のため、未申告の方は申告をお願いいたします。
- ・意図的に虚偽の記載をした場合は、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。
- ・給付金の支給後、修正申告等により支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還していただきますのでご了承ください。
- ・本給付金は、差押禁止及び非課税の対象となります。



【給付金を装った詐欺にご注意ください！】

本給付金に関して、本市や鹿児島県、国の職員が銀行のATMの操作をお願いしたり、手数料を求めたりすることは絶対にありません。不審な電話や郵便、メールや訪問などがあった場合は、最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）または、消費生活センターへご連絡ください。

お問い合わせ

志布志市役所 福祉課社会福祉係 給付金担当

☎ 099-474-1111 受付時間 8:30~17:15（土日祝を除く）